

えびめのくらし

愛媛県 143 平成20年11月号



ATMを操作させる還付金詐欺が急増中 気をつけて！ ATM(現金自動預払機)と携帯電話

警察庁によると、今年の1月から7月までの認知件数は約3,800件、被害額は40億5千万円(既逐のみ)で、昨年同期の約4倍に急増しているということです。(県内の1月から7月の認知件数80件、被害額9千2百万円)

1件当たりの平均被害額は、100万円を超えており、被害者の7割以上が女性で、年代では60歳代以上が半数を占めています。

典型的な手口は、半数以上が社会保険事務所や社会保険庁を名乗り、「何回か郵送でお知らせしたのですが」と物腰柔らかく、親切げに電話でささやき、「手続きは今日までです」と慌てさせた上で、「窓口は混雑しています」と言って、携帯電話持参で金融機関などの現金自動預払機(ATM)まで誘い出し「手続き」させるといったものです。

自治体や税務署の職員を装う例もあります。

また、係員の邪魔が入らないように近所のATMを指定することが多いようです。

チェックポイント

その1 公的な機関が、電話で税金や保険料などの還付をすることはありません

その2 ATMには、キャッシュカードを使って還付金を受け取る機能はありません



～もし、不審な電話がかかってきたら～

いったん、電話を切って、電話帳などで相手が名乗った公的機関を調べ、内容を確認しましょう。

～万一、振り込んでしまったら～

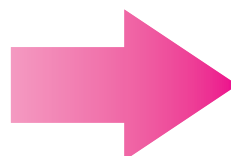
すぐに、振込先の金融機関と警察に届けましょう。

還付金詐欺、オレオレ詐欺などの振り込め詐欺を避けるには？

日頃から想像力を豊かにする

自分自身の弱点を知る

相談相手を見つける



ことが重要です

こんにゃく入りゼリーにご注意を!!

一口大のプラスチックのカップ容器に入った「こんにゃく入りゼリー」による死亡事故が1995年7月から2008年7月までの間に17件発生しております。

最近の事例は、2008年7月29日凍らせたこんにゃくゼリーを祖母が1歳9ヶ月の男児に与えたところ、喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、9月20日に亡くなったということです。

アドバイス

- 子どもやお年寄りに絶対食べさせないで!
- 凍らせて食べないで!

～製品事故から身を守るために～

暖房器具の点検は念入りに

製品が古くなると部品が劣化し、発煙、発火などを起こすおそれがあります。安全のため、シーズンの初めには器具を点検し、不具合がないことを確認してから使用しましょう。

ほこりや汚れ、湿気をとりましょう。

破損がないか、正常に作動するか確認しましょう。

異音・異臭・過熱など必要な場合は、専門業者に点検を依頼しましょう。

また、使用の際には「注意事項」を守り、正しく使用しましょう。

※平成21年4月1日から

「長期使用製品安全点検制度」がスタートします。

製品の長期使用に伴い生ずる劣化による事故を防止するために新たに設けられた制度です。メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

対象製品：屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機
詳しくは、経済産業省ホームページ 製品安全ガイド をご覧下さい。

<http://www.meti.go.jp/product-safety/consumer/system/01.html>

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課

（〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2）089-921-0631（FAX兼用）

愛媛県消費生活センター

（〒791-8014 松山市山越町450番地）089-926-2603（事務室）

089-946-5539（FAX）

089-925-3700（相談専用）